

千葉県シニアテニス連盟規約

(令和6年3月10日改正)

(総則)

第1条 この団体は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟（以下「連盟」という。）の一組織であり、日本シニアテニス連盟北関東地区（以下「北関東地区」という。）に所属し、千葉県シニアテニス連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

第2条 本連盟は、連盟の定款と会員規約、運用規約及び北関東地区規約によるほか本連盟規約により運営する。

第3条 本連盟は主たる事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第4条 本連盟は、シニアに対してテニスの大会やイベントの企画・運営に関する事業を行い、テニスの普及・振興を図ることにより、「健康で明るく、生き甲斐のある高齢化社会」を作り、もって社会貢献の一助となることを目的とする。

(会員、会費)

第5条 1. 会員

本連盟の会員は連盟に加盟登録し、本条第3項に定める入会金及び年会費を納入した千葉県在住者とする。ただし他都道府県在住者で本連盟に加入することを希望し、本連盟会長が適当と認めた者を含む。

2. 入会

1) 入会の申込み者は、入会年末に男性は満60歳、女性は満50歳以上であること。

2) 入会の申込みは本連盟会長経由または個人で連盟会長宛に会員入会申込書を提出するものとする。

併せて本条第3項の入会金及び年会費の払い込みをもって入会の申込みは完了する。

また本連盟年会費を払い込むことで、連盟、各地オープン大会、北関東地区及び本連盟が主催し提供する各種のサービスを利用できる。

3. 入会金・年会費

1) 入会金 5,000 円

2) 年会費 1,500 円 (連盟年会費 500 円 + 本連盟年会費 1,000 円)

3) 年会費は毎年 3 月 31 日までに所定の口座へ払い込むこと。

当年 12 月 31 日現在において満 90 歳以上の会員においては連盟年会費を免除する。

4. 複数都道府県への入会

会員は希望すれば複数府県、地区に入会することができる。

その場合は主たる所属府県、地区を決めて、主所属へ所定の年会費を払い込み、副所属へは連盟年会費を除いた額を払い込む。

活動の参加は主たる府県、地区を所属とする。

5. 休会

会員は休会届けを本連盟会長経由、または個人で連盟会長に届け出て任意に休会することができる。

2 年目以降休会の場合は、毎年 10 月末までに届け出をする。

休会期間中の年会費は免除される。

但し連盟からの機関紙及び本連盟からの案内は送付されない。

6. 退会

1) 会員は退会届を本連盟会長経由、または個人で連盟会長に届け出て、任意に退会することが出来る。

2) 次の場合は退会したものと見なす

・死亡したとき

・休会、退会の届け出がなく、年会費を 1 年以上滞納したとき

7. 復会

1) 休会者が復会する場合は、本連盟会長経由、または個人で連盟会長に報告するものとする。その上で当該年の年会費 (1,500 円) を納入することで復会することができる。

2) 退会した会員の復会は、新規会員の入会手続きによるか、又は復会費 (退会年数 × 500 円) と、当該年の年会費 (1,500 円) を納入することを選択することができる。

退会からの復会者は、速やかに連盟会長に連絡する。

(役員)

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1名
理事長	1名
理 事	若干名
会計監事	1名

以上のほか、副理事長1名、顧問を若干名置くことができる。

第7条 会長は、理事の互選により選任する。

第8条 理事長・副理事長は、会長の推薦に基づき理事会で選任する。

第9条 理事は、会員の推薦により理事会において選任する。

第10条 会計監事は、会長の指名により会員のうちから選任する。

第11条 会長は、本連盟を代表し理事会を統理する。

第12条 理事長は、理事会で決定した運営計画等を執行するに当り、その責任者となる。

第13条 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある場合、その職務を代行する。

第14条 理事は、理事会を組織し諸議題を協議し決定する。また、決定事項に基づき職務(分担)を執行する。

第15条 会計監事は、本連盟の会計を監査し理事会に出席し意見を述べることができる。

第16条 役員任期は3年とし、重任を妨げない。

第17条 本連盟に顧問を若干名置くことが出来る。

(本連盟の運営)

第18条 理事会は本連盟の最高議決機関であり、本連盟の運営方針および運営計画等基本的事項を、理事会において決定する。重要決定事項は都度ホームページ上に掲載する他、原則毎年2月発行の本連盟会報で人事、会計情報を含め運営上の重要事項の会員への周知を行う。

また本連盟会員の参加による総会は設けない。

第19条 理事会は、会長及び理事長が必要と認めるときに招集し開催する。

第20条 理事会は、理事長が議長となり議事を進行する。

第21条 本連盟の運営費は、主として本連盟会員からの年会費により賄う。

第22条 本連盟の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第23条 本連盟に事務局並びに、会計、競技を置き、理事会において決定した事項に従い事務を処理する。

第24条 事務局、会計、競技には責任者を設け、会長の指名により理事のうちから1名を選任する。

(支 部)

第25条 本連盟内に、次の5支部を設ける。

- (1) 柏支部 (2) 松戸支部 (3) 船橋支部
(4) 千葉中央支部 (5) 木更津支部

必要に応じ理事会の決議により新支部を設けることができる。

各支部は、連盟の運営方針・行事等への連携を深めるために少なくとも支部役員1名を本連盟理事とする。

(疑 義)

第26条 本規約に定められていない事項については、連盟の定款と会員規約、運用規約及び北関東地区規約を基に理事会において解決するものとする。

(付 則)

第27条 本規約の改正は、理事会の議決による。

第28条 本規約は、平成11年3月1日より施行する。

平成11年7月14日改正 (常任理事を設置)

平成12年12月15日改正 (理事の選任方法を改正)

平成13年6月13日改正 (顧問を設置)

平成13年9月18日改正 (支部を設置)

平成14年2月20日改正 (会長が議長となる)

平成14年4月1日改正 (細則を制定)

平成14年4月25日改正 (会費当分の間免除を削除)

平成15年6月18日改正 (副理事長を設置)

平成21年2月26日改正 (事務所、目的、会員、

事業年度の期間を追加)

平成23年11月23日 (細則 慶弔金支給を決定)

平成24年1月13日改正(理事会招集、議長が理事長に)

平成24年8月31日改正(細則 交通費に改正)

平成25年1月25日改正(細則 支部助成金改正)

平成25年8月29日改正(常任理事廃止、理事が執行役に)

平成27年10月13日改正(細則 支部助成金改正)

平成28年2月26日改正(会計委員長、競技委員長を追加)

平成28年2月26日改正(会計監事の出席に追加)

平成28年2月26日改正(助成金に追加)

令和6年3月10日 第1、4、5条改正（関係組織名称、入退会、休会等の規定を連盟と統一）、第18条改正（運営方針補足）、第25条改正（支部関連補足）、第26条追加（疑義規定。以降条番号繰り下げ）、細則第1項削除（以下項番繰り上げ）、細則第4項追加（役員手当）

細 則

1. 交通費の補助

本連盟の理事会等の出席者に対し、交通費の実費を支給する。

（平成14年4月1日制定）

2. 支部への助成金

支部活性化の為に支部大会を開催した支部に対し、助成金として当該支部所属会員（同年12月末の会員数、休会員を除くに対して）1人当たり300円を、年1回を限度として支給する。

（平成28年2月26日 改正）

3. 弔慰金

以下の（1）、（2）の場合、生花1基を供花する。

（1）現役員およびその配偶者が死亡した場合。

（2）元役員が死亡した場合。

（平成23年11月18日 制定）

4. 役員手当

（1）役員日当：理事会出席の役員に1,000円を支給する。

（2）通信費：会長、理事長、副理事長及び第24条で指名した役職役員に10,000円／年を支給する。

（令和6年3月10日 改正）

（以 上）